

第5章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

1. 国の基本指針の見直しについて
2. 2026（令和8）年度における成果目標等
3. 障害福祉サービスの活動方針（見込量）と確保の方策
4. 障がい児支援の活動方針（見込量）と確保の方策
5. 地域生活支援事業の活動方針（見込量）と確保の方策
6. 計画の推進体制

1. 国の基本指針の見直しについて

市町村・都道府県の障害福祉計画及び障害児福祉計画は、現行の第6期及び第2期計画の計画期間が2023（令和5）年度末までであることから、2024（令和6）年度を初年度とする第7期及び第3期計画の作成にあたって、国では、社会保障審議会障害者部会で議論を経て、「障害福祉サービス及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本指針」（以下「国の基本指針」といいます。）が2023（令和5）年5月に告示され、障害福祉計画及び障害児福祉計画の作成に係る基本指針が一部改正されました。

これを踏まえ、国の基本指針に即して、第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画において、市として取り組むべき事項及び成果目標等を定めます。

基本指針の見直しの主なポイント

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障害者等への支援に係る記載の拡充
- ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
- ・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定

③福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記

④障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
- ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・聴覚障害児への早期支援の推進の拡充

⑤発達障害者等支援の一層の充実

- ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

⑥地域における相談支援体制の充実強化

- ・ 基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・ 協議会の活性化に向けた成果目標の新設

⑦障害者等に対する虐待の防止

- ・ 自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
- ・ 精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設

⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・ 社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

⑨障害福祉サービスの質の確保

- ・ 都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

⑩障害福祉人材の確保・定着

- ・ ICT の導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・ 相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定

- ・ 障害福祉 DB の活用等による計画策定の推進
- ・ 市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・ 障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・ 障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・ 支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

⑭その他：地方分権提案に対する対応

- ・ 計画期間の柔軟化
- ・ サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

2. 2026（令和8）年度における成果目標等

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援等といった課題に対応するため、2026（令和8）年度を目標年度として、必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保について、国の基本方針を踏まえてそれぞれの数値目標を設定します。

また、数値目標の設定にあたっては、これまでの取組をさらに推進するものとなるように、市の実情等を考慮し設定します。

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国の基本指針】

2026（令和8）年度末までに、2022（令和4）年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

2026（令和8）年度末までに、2022（令和4）年度末時点の施設入所者数から5%以上縮小することを基本とする。

■施設入所者数

項目	2022（令和4）年度末時点の施設入所者数（A）	2026（令和8）年度末の施設入所者数見込（B）	縮小見込 （目標値：A-B）	地域生活移行数 （目標値）
人数 （人）	71	67	4	5 (7.0%)
備考			5%以上縮小 （国指標）	施設入所からグループホーム等への移行者数（※入所者の6%以上（国指標））

（2）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本指針】

精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数については、2018（平成30）年度に上位10%の都道府県が達成している値、325.3日以上とすることを基本とする。

2026（令和8）年度の全国の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳

以上、65歳未満)の目標値については、2020(令和2)年度と比べて約3.3万人の減少を目指すこととする。

精神病床における退院率については、2018(平成30)年度に上位10%の都道府県が達成している値、3ヶ月時点68.9%以上、6ヶ月時点84.5%以上、1年時点91.0%以上とすることを基本とする。(都道府県で目標値設定)

■目標値

項目	2022(令和4)年度末の開催回数及び目標設定、評価実施回数実績	2026(令和8)年度末の開催見込開催回数	2026(令和8)年度末の目標設定及び評価の実施回数
数値(回/年)	5	5	1
備考	2022(令和4)年度の協議の場開催回数	2026(令和8)年度の協議の場開催回数	2026(令和8)年度の地域包括ケアシステム目標設定及び評価の実施回数

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

【国の基本指針】

地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討することを基本とする。

■目標値

項目	2022(令和4)年度末の整備数	2026(令和8)年度末の整備箇所数	地域生活支援拠点の運営状況検証及び検討
数値(箇所)	0	1	年1回以上
備考		整備・充実	2026(令和8)年度末時点の検証・検討回数

(4) 強度行動障がい有する者への支援体制の充実について

【国の基本指針】

2026(令和8)年度末までに、強度行動障がい有する者に関して、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。

(5) 福祉施設から一般就労への移行等

【国の基本指針】

就労移行支援事業等の利用を経て一般就労に移行する者の数を2026（令和8）年度中に2021（令和3）年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。

そのうち、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型については、以下のとおりとする。

- ・就労移行支援事業：2021（令和3）年度実績の1.31倍以上とすることを基本とする。
- ・就労継続支援A型事業：2021（令和3）年度実績の概ね1.29倍以上を目指す。
- ・就労継続支援B型事業：2021（令和3）年度実績の概ね1.28倍以上を目指す。

また、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを基本とする。

■就労移行支援事業から一般就労移行者

項目	2021（令和3）年度実績	2026（令和8）年度目標値
人数（人）	3	5
備考		2021（令和3）年度実績の1.31倍以上

■就労継続支援A型事業から一般就労移行者

項目	2021（令和3）年度実績	2026（令和8）年度目標値
人数（人）	1	2
備考		2021（令和3）年度実績の1.29倍以上

■就労継続支援B型事業から一般就労移行者

項目	2021（令和3）年度実績	2026（令和8）年度目標値
人数（人）	2	3
備考		2021（令和3）年度実績の1.28倍以上

■就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所

項目	2026（令和8）年度目標値
事業所（箇所）	1
備考	就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上

■一般就労移行者のうち就労定着支援事業利用者

項目	2021（令和3）年度実績	2026（令和8）年度目標値
人数（人）	0	2
備考		2021（令和3）年度末実績の1.41倍以上

■就労定着支援事業所

項目	2026（令和8）年度目標値
事業所（箇所）	1
備考	2026（令和8）年度の就労定着率7割以上の就労定着支援事業所を2割5分以上

（6）障がい児支援の提供体制の整備等

【国の基本指針】

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、2026（令和8）年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。

障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、2026（令和8）年度末までに、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。

■ 児童発達支援センターの整備

項目	2022（令和4）年度実績	2026（令和8）年度目標値
数値（箇所）	2	2
備考	2022（令和4）年度末の児童発達支援センターの整備箇所数	2026（令和8）年度末の児童発達支援センターの整備箇所数

■ 保育所等訪問支援事業の整備

項目	2022（令和4）年度実績	2026（令和8）年度目標値
数値（箇所）	2	2
備考	2022（令和4）年度末の利用体制整備箇所数	2026（令和8）年度末の利用体制整備箇所数

■ 重症心身障がい児を支援する事業所の整備

① 重症心身障がい児を主たる支援の対象としている児童発達支援事業所

項目	2022（令和4）年度実績	2026（令和8）年度目標値
数値（箇所）	1	1
備考	2022（令和4）年度末の利用体制整備箇所数（重症心身障がい児が主な支援対象）	2026（令和8）年度末の利用体制整備箇所数（重症心身障がい児が主な支援対象）

② 重症心身障がい児を主たる支援の対象としている放課後等デイサービス事業所

項目	2022（令和4）年度実績	2026（令和8）年度目標値
数値（箇所）	1	1
備考	2022（令和4）年度末の利用体制整備箇所数（重症心身障がい児が主な支援対象）	2026（令和8）年度末の利用体制整備箇所数（重症心身障がい児が主な支援対象）

■ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

① 関係機関の協議の場の設置

項目	2022（令和4）年度実績	2026（令和8）年度目標値
数値（箇所）	1	1
備考	2022（令和4）年度末の整備箇所数	2026（令和8）年度末の整備箇所数

②コーディネーターの配置

項目	2022（令和4） 年度実績	2024（令和6） 年度目標値	2025（令和7） 年度目標値	2026（令和8） 年度目標値
数値 （人）	0	0	1	1
備考	2022（令和4）年 度末のコーディネ ーターの配置数	2024（令和6）年度 末のコーディネ ーターの配置数	2025（令和7）年度 末のコーディネ ーターの配置数	2026（令和8）年度 末のコーディネ ーターの配置数

(7) 相談支援体制の充実・強化等

【国の指針】

2026（令和8）年度末までに、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。

協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。

■障がいの種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施

項目	2022（令和4）年度実績	2026（令和8）年度目標値
有無	有	有
備考		支援拡充

■地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言

項目	2022（令和4）年度実績	2026（令和8）年度目標値
数値 （回）	152	150
備考	2022（令和4）年度の地域の相談 支援事業所への指導・助言件数	2026（令和8）年度の地域の相談支 援事業所への指導・助言件数

■地域の相談支援事業者の人材育成の支援

項目	2022（令和4）年度実績	2026（令和8）年度目標値
数値 （回）	0	1
備考	2022（令和4）年度の地域の相談 支援事業者の人材育成支援件数	2026（令和8）年度の地域の相談支 援事業者の人材育成支援件数

■地域の相談機関との連携強化の取組の実施

項目	2022（令和4）年度実績	2026（令和8）年度目標値
数値（回）	71	70
備考	2022（令和4）年度の相談支援事業者との研修会等の実施回数	2026（令和8）年度の相談支援事業者との研修会等の実施回数

（8）障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制

【国の基本指針】

2026（令和8）年度末までに、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。

■障害福祉サービス等に係る各種研修会の活用

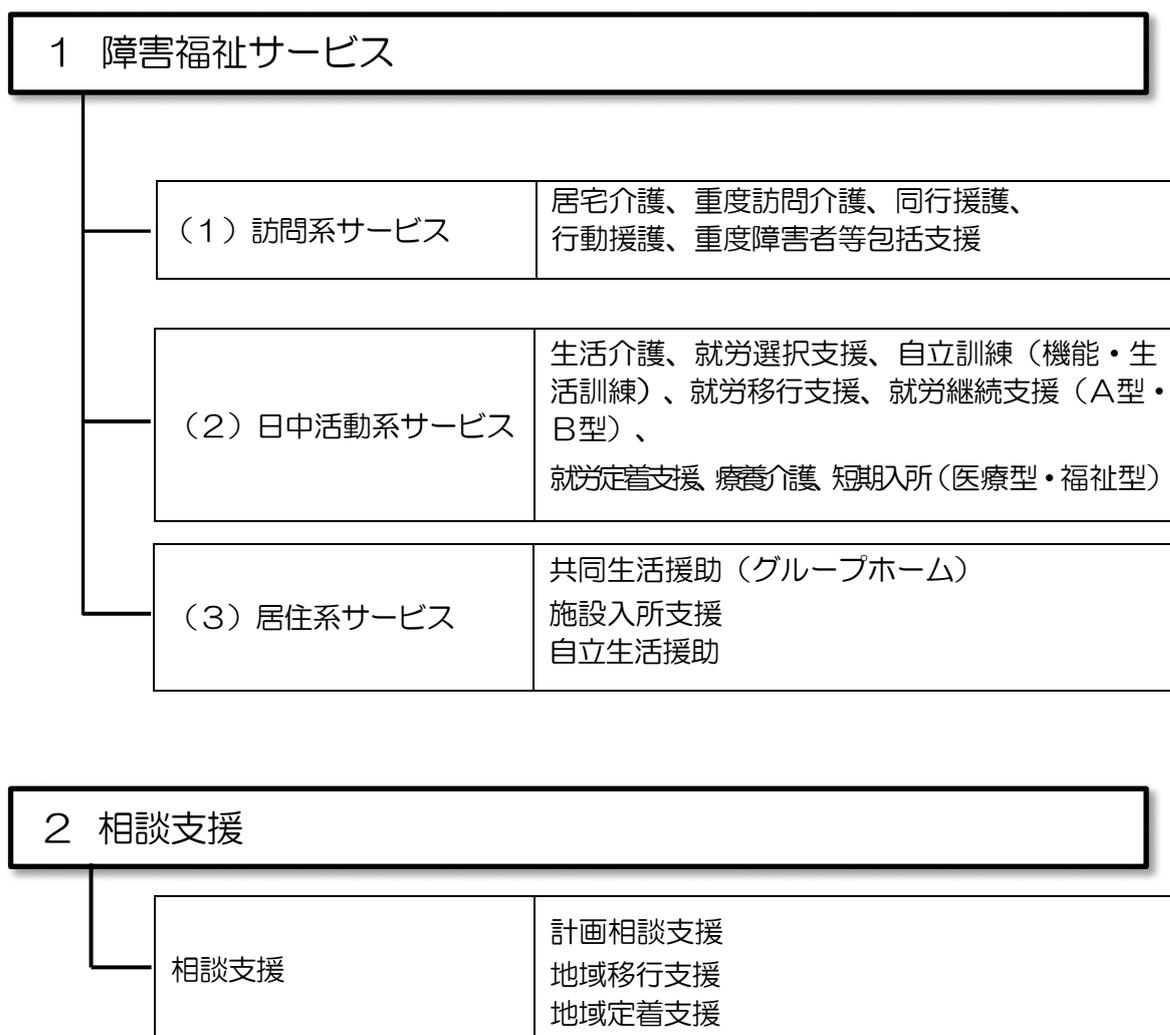
項目	2022（令和4）年度実績	2026（令和8）年度目標値
数値（人）	3	3
備考	2022（令和4）年度の研修参加の延べ人数	2026（令和8）年度の研修参加の延べ人数

■障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析・活用及び事業所との共有体制の整備

項目	2022（令和4）年度実績	2026（令和8）年度目標値	2026（令和8）年度の分析・活用実施回数の目標値
有無	無	有	1回/年
備考	2022（令和4）年度の分析結果共有体制の有無	2026（令和8）年度の分析結果共有体制の有無	分析・活用実施回数

3. 障害福祉サービスの活動方針（見込量）と確保の方策

障がい福祉計画に定めるサービス体系について、以下のとおり、第7期福島県障がい福祉計画と整合性を図るために、障害福祉サービス、相談支援に関するものに区分します。さらに、この区分に応じたサービスの種類ごとに区分します。



(1) 訪問系サービス

ホームヘルパー等が障がいのある人の居宅等を訪問して介護や家事援助等の必要な援助を行うサービスをいいます。

① 居宅介護

ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護や通院の介助のサービスを提供します。

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者、知的障がいのある人及び精神障がいのある人で常時介護を必要とする方が対象となり、自宅での入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行うサービスを提供します。

③ 同行援護

視覚障がいにより移動に著しい困難を有する方に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援サービスを提供します。

④ 行動援護

知的障がいや精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がいのある人で、常時介護を必要とする方が対象となります。

危険を回避するために、外出時の介護サービスを提供します。

⑤ 重度障害者等包括支援

常時介護を必要とする障がいのある人で介護の必要の程度が著しく高い場合に対象となります。

居宅介護をはじめとする福祉サービスを包括的に提供します。

人口減に伴う対象者の減少と考えられますが、2021（令和3）年度以降の実績値は、計画値を下回って推移しています。今後は、人口減少に伴い、対象者が減少していくものとして利用を見込みます。

■訪問系サービス(居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援)

	第6期			第7期		
	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
計画 (時間)	2,802	2,982	3,161	2,098	2,085	2,072
実績 (時間)	1,991	1,928	1,830			
計画 (人)	124	132	140	119	118	117
実績 (人)	123	117	104			

※「時間」は、月あたりの延べ利用時間

※「人」は、月あたりの実利用者数

※2023(令和5)年度は見込み値

【活動方針(見込量)の確保の方策】

障がいのある人の高齢化に伴い介護サービスとの併用等、より専門的なケアの提供が増加しています。相談支援事業所、サービス提供事業所等と連携を図りながら、ニーズに応じた適切なサービスの量及び質の確保に向けた取組を行いながら、障がいのある人の在宅での生活が充実化されるように努めます。

また、ニーズに適切に対応できるよう自立支援協議会と連携を図りながら事業者の積極的な参入を促進し、サービスの供給確保に努めるとともに市内外の事業所等との連携を図ります。

(2) 日中活動系サービス

主に日中において、通所等により必要な介護や訓練、支援等を提供するサービスをいいます。

生活機能向上や就労等を目指した訓練や地域における社会参加を保障する場として不可欠なサービスとなっています。本市では、特別支援学校を卒業した人や入所施設や精神病院から地域生活に移行した人、また引きこもりの人等が社会参加をしていくための場として整備を推進していきます。

① 生活介護

常時介護が必要な障がいのある人で、障害支援区分 3（あわせて施設入所支援を利用する場合は区分 4）以上又は年齢が 50 歳以上で、障害支援区分 2（あわせて施設入所支援を利用する場合は区分 3）以上の場合に対象となります。

事業所において、入浴、排せつ、食事の日常生活上の支援や、生産活動や創作的活動の機会の提供などのサービスを提供します。

2021（令和3）年度以降の実績値は、計画値を下回って推移しています。今後は、人口減少に伴い、対象が減少していくものとして利用を見込みます。

■生活介護

	第6期			第7期		
	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
計画 (人日/月)	2,709	2,993	3,277	2,659	2,639	2,599
実績 (人日/月)	2,436	2,599	2,599			
計画 (人)	137	152	166	134	133	131
実績 (人)	121	131	133			

※「人」は、月あたりの実利用者数

※2023（令和5）年度は見込み値

② 就労選択支援

就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、障がい者本人の希望や適性等に合った選択を支援する新たなサービスです。本人との話し合いにより、支援や配慮について情報共有し、必要であれば職業指導を行った上で企業への就労を目指すものです。

■就労選択支援

	第6期			第7期		
	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
計画 (人)					7	8

※「人」は、月あたりの実利用者数

※2023（令和5）年度は見込み値

※2025（令和7）年10月から実施

③ 自立訓練（機能訓練）

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な身体障がいのある人が対象となります。

自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、身体機能の向上のため必要な訓練等のサービスを提供します。

利用実績はありませんでしたが、今後も関係機関との連携を深め、社会資源の開発に努めます。

■自立訓練（機能訓練）

	第6期			第7期		
	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
計画 (人日/月)	10	10	10	10	10	10
実績 (人日/月)	0	0	0			
計画 (人)	1	1	1	1	1	1
実績 (人)	0	0	0			

※「人」は、月あたりの実利用者数

※2023（令和5）年度は見込み値

④ 自立訓練（生活訓練）

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な知的障がいのある人、精神障がいのある人が対象となります。

自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、生活能力向上のために必要な訓練等のサービスを提供します。

2021（令和3）年度以降、実績値は計画値を下回っており、利用者は増加傾向にあります。今後も関係機関と連携し、サービス提供体制の充実を図ります。

■自立訓練（生活訓練）

	第6期			第7期		
	2021 （令和3）年度	2022 （令和4）年度	2023 （令和5）年度	2024 （令和6）年度	2025 （令和7）年度	2026 （令和8）年度
計画 （人日/月）	100	100	100	97	97	97
実績 （人日/月）	8	81	72			
計画 （人）	10	10	10	6	6	6
実績 （人）	1	5	5			

※「人」は、月あたりの実利用者数

※2023（令和5）年度は見込み値

⑤ 就労移行支援

一般就労等を希望し、企業等への雇用又は在宅就労等が見込まれる障がいのある人が対象となります。

定められた期間、事業所における作業や、企業における実習、適性に合った職場探しや就労後の職場定着のための支援等、就労・定着のために必要な訓練、指導等のサービスを提供します。

2021（令和3）年度以降、実績値は計画値を下回って推移しています。今後はニーズ調査の結果を踏まえ利用を見込みます。

■就労移行支援

	第6期			第7期		
	2021 （令和3）年度	2022 （令和4）年度	2023 （令和5）年度	2024 （令和6）年度	2025 （令和7）年度	2026 （令和8）年度
計画 （人日/月）	387	477	560	190	190	177
実績 （人日/月）	135	177	116			
計画 （人）	27	34	40	15	15	14
実績 （人）	9	14	7			

※「人」は、月あたりの実利用者数

※2023（令和5）年度は見込み値

⑥ 就労継続支援（A型：雇用型）

一般就労が困難な場合に、事業所内において雇用契約に基づく就労が可能な障がいのある人が対象となります。

一般就労に向け、知識や能力の向上のために必要な指導や訓練等のサービスを提供します。

2021（令和3）年度以降、実績値は計画値を下回っており、利用者も横ばいの傾向にありますが、ニーズ調査の結果を考慮しつつ、関係機関と連携し、サービス提供体制の充実を図ります。

■就労継続支援（A型）

	第6期			第7期		
	2021 （令和3）年度	2022 （令和4）年度	2023 （令和5）年度	2024 （令和6）年度	2025 （令和7）年度	2026 （令和8）年度
計画 （人日/月）	568	620	672	642	622	622
実績 （人日/月）	575	602	589			
計画 （人）	29	31	34	32	31	31
実績 （人）	29	30	30			

※「人」は、月あたりの実利用者数

※2023（令和5）年度は見込み値

⑦ 就労継続支援（B型：非雇用型）

一般企業等や就労継続支援（A型）での就労経験があって、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった障がいのある人や就労移行支援事業を利用しても一般企業等や就労継続支援（A型）の雇用に結びつかなかった障がいのある人が対象となります。

雇用契約を締結することなく、就労の機会や生産活動の場、就労への移行に向けた支援等のサービスを提供します。

2021（令和3）年度以降、実績値は計画値を下回っていますが、ニーズ調査及び人口動向を考慮して利用者を見込みます。

■就労継続支援（B型）

	第6期			第7期		
	2021 （令和3）年度	2022 （令和4）年度	2023 （令和5）年度	2024 （令和6）年度	2025 （令和7）年度	2026 （令和8）年度
計画 （人日/月）	4,395	4,799	5,202	4,680	4,609	4,556
実績 （人日/月）	4,501	4,538	4,504			
計画 （人）	243	266	288	265	261	258
実績 （人）	254	257	263			

※「人」は、月あたりの実利用者数

※2023（令和5）年度は見込み値

⑧ 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方に対し、当事者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や、それに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行うものです。

2021（令和3）年度以降、実績値は計画値を下回っており、利用者はほぼ横ばいで推移しています。今後もこの傾向が続くものとして、計画値を見込みます。

■就労定着支援

	第6期			第7期		
	2021 （令和3）年度	2022 （令和4）年度	2023 （令和5）年度	2024 （令和6）年度	2025 （令和7）年度	2026 （令和8）年度
計画 （人）	1	3	5	3	2	2
実績 （人）	1	2	2			

※「人」は、月あたりの実利用者数

※2023（令和5）年度は見込み値

⑨ 療養介護

病院等への長期入院による医療に加え、常時介護が必要な障がいのある人で、障害支援区分 5 以上の重度心身障がい者が対象となります。

病院等への入院による医療的管理の下、入浴、食事等の介護を提供し、日常生活上の相談支援や社会参加活動支援などを通して、身体能力や日常生活能力の維持・向上のために必要な介護、訓練等を実施します。

2021（令和3）年度以降、実績値は計画値を下回っており、利用者はほぼ横ばいで推移しています。今後もこの傾向が続くものとして、ニーズ調査の結果を考慮し、計画値を見込みます。

■療養介護

	第6期			第7期		
	2021 （令和3）年度	2022 （令和4）年度	2023 （令和5）年度	2024 （令和6）年度	2025 （令和7）年度	2026 （令和8）年度
計画 （人）	13	18	23	9	9	8
実績 （人）	8	7	8			

※「人」は、月あたりの実利用者数

※2023（令和5）年度は見込み値

⑩ 短期入所

居宅で介護している介護者が疾病等の理由で、障がい者支援施設等への短期間の入所を必要とする障がいのある人が対象となります。

医療型は病院等で、福祉型は障がい者支援施設等において、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を提供します。

2021（令和3）年度以降、医療型及び福祉型共に実績値は計画値を下回っております。人口動向やニーズ調査結果を考慮し、計画値を見込みます。

■短期入所（医療型）

	第6期			第7期		
	2021 （令和3）年度	2022 （令和4）年度	2023 （令和5）年度	2024 （令和6）年度	2025 （令和7）年度	2026 （令和8）年度
計画 （人日/月）	40	40	40	23	23	23
実績 （人日/月）	1	4	4			
計画 （人）	5	5	5	3	3	3
実績 （人）	1	2	2			

※「人」は、月あたりの実利用者数

※2023（令和5）年度は見込み値

■短期入所（福祉型）

	第6期			第7期		
	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
計画 (人日/月)	48	56	64	53	53	53
実績 (人日/月)	8	38	38			
計画 (人)	6	7	8	7	7	7
実績 (人)	3	5	5			

※「人」は、月あたりの実利用者数

※2023（令和5）年度は見込み値

【活動方針（見込量）確保の方策】

生活介護は、利用の増加が予測されるため、相談支援事業所やサービス提供事業者と情報共有を図りながら、安定的な支給の確保に努めます。

就労系サービスについては、質の高いサービスの提供や個々に応じたサービスの提供体制を整えるため、障がい者就労サポート専門員や県北障がい者就業・生活支援センター、相談支援事業所、ハローワーク等との連携を強化しながら、身近な所での就職先、実習先の確保に努めます。また、農業分野では労働力の確保が課題となっており、福祉分野では障がいのある人の働く機会の場が求められています。これらの課題解決のため「農業分野」と「福祉分野」が一体となって行う農福連携の取組への支援に努めます。

短期入所については、相談支援事業所と連携しながら利用を促進し、介護者の負担軽減を図ります。また、介護者の入院等の緊急時に備え、利用者が安心して過ごすことができる環境を自宅以外にも確保できるよう、定期的な短期入所の利用促進に取り組みます。

(3) 居住系サービス

夜間も含め、施設や共同生活を行う住居で、必要な支援を提供するサービスをしています。なお、平日の日中においては、通所により日中活動系サービス等を利用します。共同生活援助（グループホーム）については、市内の事業所が少なく、施設入所支援や自立生活援助については、市内の事業所がないため、関係機関へ必要な情報提供に努めるなど、参入促進を図ります。

① 共同生活援助（グループホーム）

就労又は就労継続支援等の日中活動を利用している障がいのある人で、地域において自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の支援が必要な場合に対象となります。

家事等の日常生活上の支援、日常生活における相談支援や関係機関との連絡調整等必要なサービスを提供します。

2021（令和3）年度以降の実績値は、計画値を下回っております。今後は、ニーズ調査結果や対象者の高齢化などを考慮し、利用を見込みます。

■ 共同生活援助（グループホーム）

	第6期			第7期		
	2021 （令和3）年度	2022 （令和4）年度	2023 （令和5）年度	2024 （令和6）年度	2025 （令和7）年度	2026 （令和8）年度
計画 （人）	64	79	95	85	93	96
実績 （人）	63	73	83			

※「人」は、月あたりの実利用者数

※2023（令和5）年度は見込み値

② 施設入所支援

生活介護又は自立訓練、就労移行支援の対象者に対し、日中活動とあわせて夜間等における入浴、排せつ又は食事の介護等、障がい者支援施設において必要な介護、支援等を実施します。

2021（令和3）年度以降、実績値は計画値を下回るものの利用者はほぼ横ばいで推移していますが、令和8年度末までに、2022（令和4）年度末時点の施設入所者数から5%以上縮小することを基本とすることが国の指標となっていることを考慮し、計画値を見込みます。

■ 施設入所支援

	第6期			第7期		
	2021 （令和3）年度	2022 （令和4）年度	2023 （令和5）年度	2024 （令和6）年度	2025 （令和7）年度	2026 （令和8）年度
計画 （人）	74	73	72	70	69	67
実績 （人）	70	73	69			

※「人」は、月あたりの実利用者数

※2023（令和5）年度は見込み値

③ 自立生活援助

障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がいのある人で、一人暮らしを希望する方に対し、定期的に利用者の居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うほか、利用者からの相談・要請があった場合も、随時、訪問、電話等による対応を行います。

計画値は1名としていましたが、次期計画においてもニーズ調査の結果も考慮しつつ、計画値を見込みます。

■自立生活援助

	第6期			第7期		
	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
計画 (人)	1	1	1	1	1	1
実績 (人)	0	1	0			

※「人」は、月あたりの実利用者数

※2023（令和5）年度は見込み値

【活動方針（見込量）確保の方策】

地域移行が進められている中、共同生活援助のニーズは今後さらに増加すると予想されます。地域で生活するという選択肢が得られるよう、安心して生活できる居住の場や地域支援体制の確保に努めます。

施設入所支援においては、地域移行を進める反面、依然としてニーズが高いことを踏まえ、グループホーム等での生活が可能な方には地域生活への移行を支援し、地域での生活が困難な方については、安心して生活できるよう現状のサービス提供体制を確保します。

(4) 相談支援の整備

障がいのある人又はその介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス提供事業所等との連携調整等を行うほか、サービス等利用計画の作成や地域移行・地域定着に係る支援を行います。

① 計画相談支援

サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められた場合、障がいのある人の自立した生活を支え、障がいのある人の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するものです。

2021（令和3）年度以降、実績値はほぼ横ばいで推移しています。今後も引き続き同水準が維持されるものとして、計画値を見込みます。

■計画相談支援

	第6期			第7期		
	2021 （令和3）年度	2022 （令和4）年度	2023 （令和5）年度	2024 （令和6）年度	2025 （令和7）年度	2026 （令和8）年度
計画 （人）	138	154	170	168	166	163
実績 （人）	161	161	156			

※「人」は、月あたりの実利用者数

※2023（令和5）年度は見込み値

② 地域移行支援

入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を要する障がいのある人に対し、入所施設や精神科病院等における地域移行の取組と連携しつつ、地域移行に向けた支援を行います。

2021（令和3）年度以降の利用実績はありませんでしたが、今後も引き続き適切な支援の提供に努めます。

■地域移行支援

	第6期			第7期		
	2021 （令和3）年度	2022 （令和4）年度	2023 （令和5）年度	2024 （令和6）年度	2025 （令和7）年度	2026 （令和8）年度
計画 （人）	3	3	3	1	1	1
実績 （人）	0	0	0			

※「人」は、月あたりの実利用者数

※2023（令和5）年度は見込み値

③ 地域定着支援

入所施設や精神科病院から退所・退院した障がいのある人、家族との同居から一人暮らしに移行した障がいのある人、地域生活が不安定な障がいのある人等に対し、地域生活を継続していくための支援を行います。

2021（令和3）年度以降の利用実績はありませんでしたが、計画相談支援機関などの関係機関と連携し、適切な支援の提供に努めます。

■地域定着支援

	第6期			第7期		
	2021 （令和3）年度	2022 （令和4）年度	2023 （令和5）年度	2024 （令和6）年度	2025 （令和7）年度	2026 （令和8）年度
計画 （人）	2	2	2	2	3	3
実績 （人）	0	0	0			

※「人」は、月あたりの実利用者数

※2023（令和5）年度は見込み値

【活動方針（見込量）確保の方策】

障がいのある人に限らず、相談内容に応じた相談先の紹介し、さらに分かりやすい障害福祉サービス等の周知に努めます。

相談支援ニーズの増加が見込まれる中、丁寧でより細やかな基本相談支援と必要なモニタリングの確保により適切なサービス利用計画が作成されるよう、相談支援事業所等との相談支援の事例共有等の連携強化に努めます。また、基幹相談センターによる相談支援専門員の人材育成や質的向上を図る研修会等を支援していきます。

地域移行と地域定着については、障がいのある人の地域移行を進める上で必要な支援であり、入所施設や医療機関、相談支援事業所等と連携しながら支援体制の確保に努めます。また、地域移行を進めるにあたり、地域で生活できる仕組みとしての精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを整備していきます。

(5) 障害福祉サービスの活動方針（見込量）一覧

区分	単位	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間	2,098	2,085	2,072
	人	119	118	117
生活介護	人日	2,659	2,639	2,599
	人	134	133	131
就労選択支援	人		7	8
自立訓練（機器訓練）	人日	10	10	10
	人	1	1	1
自立訓練（生活訓練）	人日	97	97	97
	人	6	6	6
就労移行支援	人日	190	190	177
	人	15	15	14
就労継続支援（A型）	人日	642	622	622
	人	32	31	31
就労継続支援（B型）	人日	4,680	4,609	4,556
	人	265	261	258
就労定着支援	人	3	2	2
療養介護	人	9	9	8
短期入所（医療型）	人日	23	23	23
	人	3	3	3
短期入所（福祉型）	人日	53	53	53
	人	7	7	7
共同生活援助（GH）	人	85	93	96
施設入所支援	人	70	69	67
自立生活援助	人	1	1	1
計画相談支援	人	168	166	163
地域移行支援	人	1	1	1
地域定着支援	人	2	3	3

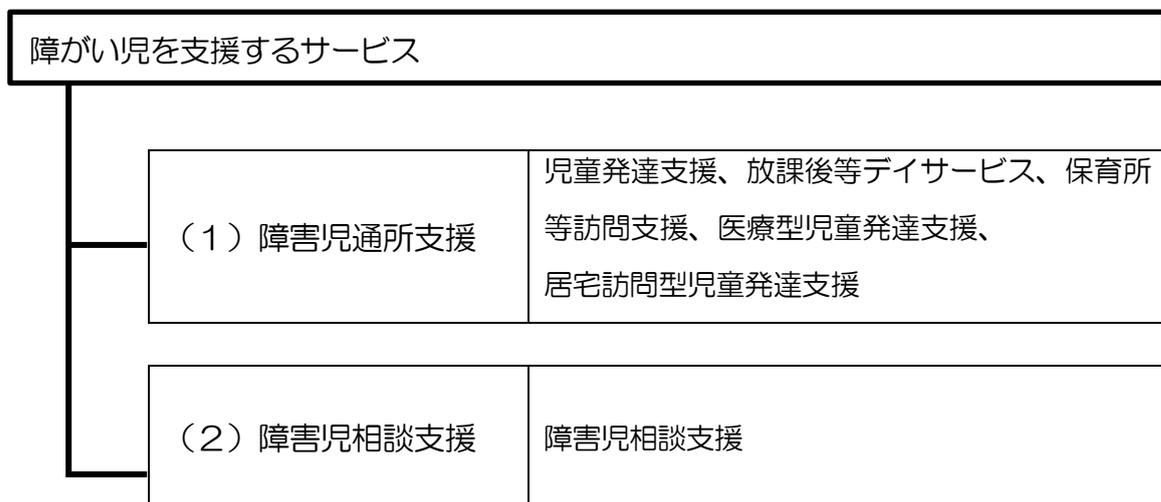
※「時間」は、月あたりの延べ利用時間

※「人」は、月あたりの実利用者数

※「人日」は、1ヶ月あたりのサービス利用日数の総数

4. 障がい児支援の活動方針（見込量）と確保の方策

障がい児福祉計画に定めるサービス体系について、以下のとおり、第2期福島県障がい児福祉計画と整合性を図るため、障害児通所支援、障害児相談支援に関するものに区分します。さらに、この区分に応じたサービスの種類ごとに区分します。



(1) 障害児通所支援

① 児童発達支援

未就学の障がいのある児童に対し、日常生活における基本的動作の指導や、必要な知識や技能の付与、集団生活への適応のための訓練等を行います。

今後も関係機関との連携を深め、社会資源の開発に努めます。

■児童発達支援

	第6期			第7期		
	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
計画 (人日/月)	432	490	549	710	686	670
実績 (人日/月)	531	694	570			
計画 (人)	61	69	78	87	84	82
実績 (人)	69	85	66			

※「人」は、月あたりの実利用者数

※2023（令和5）年度は見込み値

② 放課後等デイサービス

学校（幼稚園・大学を除く）就学中の障がいのある児童に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がいのある児童の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。

今後も関係機関との連携を深め、社会資源の開発に努めます。

■放課後等デイサービス

	第6期			第7期		
	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
計画 (人日/月)	2,128	2,246	2,365	2,575	2,499	2,434
実績 (人日/月)	2,654	2,564	2,651			
計画 (人)	232	245	258	237	230	224
実績 (人)	234	236	232			

※「人」は、月あたりの実利用者数

※2023（令和5）年度は見込み値

③ 保育所等訪問支援

保育所等（保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校その他児童が集団生活をおくる施設）を現在利用中の障がいのある児童又は今後利用する予定の障がいのある児童が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、訪問支援員が保育所等を訪問して支援することにより、保育所等での障がいのある児童の集団生活への適応を支援します。

■保育所等訪問支援

	第6期			第7期		
	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
計画 (人日/月)	60	60	60	6	6	6
実績 (人日/月)	1	0	3			
計画 (人)	20	20	20	2	2	2
実績 (人)	1	0	2			

※「人」は、月あたりの実利用者数

※2023（令和5）年度は見込み値

④ 医療型児童発達支援

肢体不自由のある児童が対象となります。

日常生活の基本動作の習得や集団生活に適応するための適切な指導や訓練のサービス及び治療を提供します。

■医療型児童発達支援

	第6期			第7期		
	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
計画 (人日/月)	40	40	40	8	8	8
実績 (人日/月)	3	4	2			
計画 (人)	2	2	2	2	2	2
実績 (人)	1	1	1			

※「人」は、月あたりの実利用者数

※2023（令和5）年度は見込み値

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

重症心身障がい児などの重度の障がいのある児童であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がいのある児童に対し、障がいのある児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、その他必要な支援を行うものです。

■居宅訪問型児童発達支援

	第6期			第7期		
	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
計画 (人日/月)	63	63	63	21	21	21
実績 (人日/月)	0	0	0			
計画 (人)	3	3	3	1	1	1
実績 (人)	0	0	0			

※「人」は、月あたりの実利用者数

※2023（令和5）年度は見込み値

【活動方針（見込量）確保の方策】

障がいのある児童の療育及び訓練又は日中活動の場として、地域における児童数や保育所等での障がいのある児童の受入れ状況等の把握に努め、支援を必要とする人が適切にサービスを利用できるように支援体制の整備に努めるとともに、今後も質の高いサービスが継続的に提供されるよう、サービス提供事業者との連携を図ります。

（２）障害児相談支援

障がい児支援利用計画の作成等支援が必要と認められる場合に、障がい児の自立した生活を支え、障がい児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するものです。

■障害児相談支援

	第6期			第7期		
	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
計画 (人)	78	87	96	115	112	110
実績 (人)	117	111	69			

※「人」は、月あたりの実利用者数

※2023（令和5）年度は見込み値

【活動方針（見込量）確保の方策】

障がいのある児童に対する福祉サービス等の制度周知に努めます。

障害児相談支援の充実に向け、相談事例の共有等に関する取組を行い質の高い支援体制の強化を図るとともに、保育・教育機関、障害児通所支援事業所等との連携を図ります。また、関連分野の支援を調整する医療的ケア児コーディネーターの配置を目指しながら、迅速・的確な相談対応ができる体制づくりに努めます。

(3) 障がい児支援の活動方針（見込量）一覧

区 分	単位	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
児童発達支援	人日	710	686	670
	人	87	84	82
放課後等サービス	人日	2,575	2,499	2,434
	人	237	230	224
保育所等訪問支援	人日	6	6	6
	人	2	2	2
医療型児童発達支援	人日	8	8	8
	人	2	2	2
居宅訪問型児童発達支援	人日	21	21	21
	人	1	1	1
障害児相談支援	人	115	112	110

※「人日」は1ヶ月あたりのサービス利用日数の総数

※「人」は、月あたりの実利用者数

5. 地域生活支援事業の活動方針（見込量）と確保の方策

地域生活支援事業は、地域の実情や利用者の状況等に応じて柔軟に実施するものですが、生活上の相談、手話通訳者の派遣、日常生活用具の給付等障がいのある人等が特に日常生活の中で欠かすことができないサービスを「必須事業」として実施することとされています。さらに、この「必須事業」と市が自主的に取り組む「任意事業」を組合せることによって、効果的なサービスを提供しようとするものです。

（1）理解促進研修・啓発事業（必須事業）

市民が障がいのある人等に対する理解を深めることができる研修・啓発事業（教室開催、事業所訪問、イベント開催、広報活動等）を行います。

■理解促進研修・啓発事業

（有無）

	第6期			第7期		
	2021 （令和3）年度	2022 （令和4）年度	2023 （令和5）年度	2024 （令和6）年度	2025 （令和7）年度	2026 （令和8）年度
計画	有	有	有	有	有	有
実績	無	無	有			

※2023（令和5）年度は見込み値

【活動方針（見込量）確保の方策】

障害者差別解消法に基づく差別解消の推進のため、日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を取り除き、共生社会に対する市民意識の向上・定着を図り、障がいの有無にかかわらずお互いを尊重しあえる心を育むことを目指し、広報誌、ホームページ等を活用した広報活動をしていきます。

（2）自発的活動支援事業（必須事業）

障がいのある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人、その家族、地域住民等による地域における主体的な取組（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動支援、社会活動支援、ボランティア活動支援等）の支援を行います。

自発的活動を実施する団体に対し、伊達市自発的活動支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、補助金を交付することにより、支援を実施しました。

■自発的活動支援事業

(有無)

	第6期			第7期		
	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
計画	有	有	有	有	有	有
実績	有	有	有			

※2023（令和5）年度は見込み値

【活動方針（見込量）の確保の方策】

障がいのある人やその家族で構成される当事者団体が行う社会参画活動等が円滑に進むよう支援します。

(3) 相談支援事業（必須事業）

① 障がい者相談支援事業

障がいのある人等、保護者・介護者等の福祉に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のため、関係機関との連絡調整、障がいのある人等の権利擁護に係る必要な援助を行い、障がいのある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう支援するものです。

2事業所に障がい者相談支援を委託して事業を行いました。さらに、基幹相談支援センター業務を委託し、必要な援助を実施しています。

■障がい者相談支援事業

	第6期			第7期		
	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
計画 (箇所)	2	2	2	2	2	2
実績 (箇所)	2	2	2			

※2023（令和5）年度は見込み値

■基幹相談支援センターの設置

(有無)

	第6期			第7期		
	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
計画	有	有	有	有	有	有
実績	有	有	有			

※2023(令和5)年度は見込み値

② 基幹相談支援センター等機能強化事業

基幹相談支援センター等の機能を強化により、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援等を図ります。

基幹相談支援センター業務を社会福祉法人等の専門的な機関に業務委託することにより、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援を実施しました。

■基幹相談支援センター等機能強化事業

(有無)

	第6期			第7期		
	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
計画	有	有	有	有	有	有
実績	有	有	有			

※2023(令和5)年度は見込み値

【活動方針(見込量)の確保の方策】

介護者の高齢化等により多様化するニーズに対応するため、基幹相談支援センターを相談支援の中核として相談支援の提供体制の機能強化を図ります。今後も引き続き関係機関との連携強化を図り資質の向上を図ります。

③ 住宅入居等支援事業

前計画においては対象者がいませんでしたが、賃貸契約による一般住宅への入居を希望していても、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行います。

■住宅入居等支援事業

(有無)

	第6期			第7期		
	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
計画	有	有	有	有	有	有
実績	無	無	無			

※2023（令和5）年度は見込み値

【活動方針（見込量）の確保の方策】

住宅入居に関する相談支援の実績等を確認しながら、関係機関との連携を図り支援体制について検討します。

(4) 成年後見制度利用支援事業（必須事業）

成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がいのある人又は精神障がいのある人に対し、成年後見制度の申し立てに必要な経費（登記手数料、鑑定費用等）や後見人等の報酬を助成するなど成年後見制度の利用を支援し障がいのある人の権利擁護を図ります。

前計画における計画値は4名としていましたが、計画値を達成することができませんでした。国の第2期成年後見制度利用促進基本計画の方針に基づき、中核機関の設置を目指し、今後は、成年後見制度利用支援事業の対象を市長申立以外の成年後見人制度利用者に拡大を目指すことから、利用者が増加していくものとして計画値を見込みます。

■成年後見制度利用支援事業

	第6期			第7期		
	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
計画 (人)	4	4	4	5	7	10
実績 (人)	1	1	1			

※「人」は年間の実利用者数

※2023（令和5）年度は見込み値

【活動方針（見込量）の確保の方策】

成年後見制度の利用促進と普及啓発を図るため、伊達市社会福祉協議会等関係機関と協力しながら地域連携ネットワークを整備し、本計画を成年後見制度の利用促進に関する法律及び国の成年後見制度利用促進基本計画に基づく成年後見制度利用促進計画と位置づけ、支援体制づくりの整備を進めていきます。

（5）成年後見制度法人後見支援事業（必須事業）

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人の確保及び体制を整備するとともに、市民後見人の活用を含めた後見活動を支援します。

■成年後見制度法人後見支援事業

（有無）

	第6期			第7期		
	2021 （令和3）年度	2022 （令和4）年度	2023 （令和5）年度	2024 （令和6）年度	2025 （令和7）年度	2026 （令和8）年度
計画	有	有	有	有	有	有
実績	無	無	無			

※2023（令和5）年度は見込み値

【活動方針（見込量）の確保の方策】

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制の整備に努めます。

（6）意思疎通支援事業（必須事業）

① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

前計画においては、計画値を達成することができませんでした。聴覚、言語障がい、音声機能その他の障がいにより、意思疎通を図ることに支援が必要な方のコミュニケーションを支援するため、手話通訳者、要約筆記者を派遣し意思疎通の円滑化を図ります。

現在の利用者が継続して利用していくものとし、デジタル技術によるアプリケーションソフト等の利用も考慮し、利用者を見込みます。

■手話通訳

	第6期			第7期		
	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
計画 (人)	10	15	20	9	10	10
実績 (人)	13	9	9			

※「人」は、年間の実利用者数

※2023（令和5）年度は見込み値

■要約筆記

	第6期			第7期		
	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
計画 (人)	5	5	5	1	1	1
実績 (人)	1	1	0			

※「人」は、年間の実利用者数

※2023（令和5）年度は見込み値

② 手話通訳者設置事業

手話通訳者を障がい福祉担当窓口配置し、各事務手続き等の利便性の向上や講演会等の派遣の支援等を行います。

手話通訳者1名を配置し、各事務手続き等の利便性の向上や講演会等の派遣の支援等を実施しました。

引き続き、手話通訳者1名を配置し、派遣の支援等を実施します。

■手話通訳者設置事業

	第6期			第7期		
	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
計画 (人)	1	1	1	1	1	1
実績 (人)	1	1	1			

※「人」は、年間の実設置者数

※2023（令和5）年度は見込み値

【活動方針（見込量）の確保の方策】

手話に対する理解を深め、手話を広く普及するとともに、手話を使う障がいのある人が安心して日常生活を送ることができる環境づくりを進めます。

医療機関の受診などにおけるニーズが高いことを考慮して計画値を設定し、今後も引き続きサービス提供に努めます。

（7）手話奉仕員養成研修事業（必須事業）

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙や手話表現技術を習得した者を養成し、障がい者の社会参画を促進します。

計画値では20名としていましたが、きめ細かな指導や受講形式を考慮すると、15名程度が適正な受講者数となっているため、15名を基本とし、計画値を見込みます。

■手話奉仕員養成研修事業

	第6期			第7期		
	2021 （令和3）年度	2022 （令和4）年度	2023 （令和5）年度	2024 （令和6）年度	2025 （令和7）年度	2026 （令和8）年度
計画 （人）	20	20	20	15	15	15
実績 （人）	15	11	14			

※「人」は、年間の実受講者数

※2023（令和5）年度は見込み値

【活動方針（見込量）の確保の方策】

聴覚障がいのある人の社会生活におけるコミュニケーション手段の確保を図るため、手話のできる市民の養成・研修を行います。また、手話奉仕員として活躍する人材の育成に注力していきます。

(8) 日常生活用具給付等事業（必須事業）

重度障がいのある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。

排泄物管理支援用具については、ほぼ計画値となっていますが、その他の用具については計画値の半分以下となっているため、2022（令和4）年度の実績値を基本とし、計画値を見込みます。

■介護・訓練支援用具

	第6期			第7期		
	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
計画 (件)	10	10	10	5	5	5
実績 (件)	7	4	4			

※「件」は、年間の延べ給付件数

※2023（令和5）年度は見込み値

■自立生活支援用具

	第6期			第7期		
	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
計画 (件)	20	20	20	5	5	5
実績 (件)	6	4	4			

※「件」は、年間の延べ給付件数

※2023（令和5）年度は見込み値

■在宅療養等支援用具

	第6期			第7期		
	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
計画 (件)	30	30	30	10	10	10
実績 (件)	19	10	10			

※「件」は、年間の延べ給付件数

※2023（令和5）年度は見込み値

■情報・意思疎通支援用具

	第6期			第7期		
	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
計画 (件)	30	30	30	15	15	15
実績 (件)	21	15	15			

※「件」は、年間の延べ給付件数

※2023（令和5）年度は見込み値

■排泄管理支援用具

	第6期			第7期		
	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
計画 (件)	145	145	145	135	135	135
実績 (件)	134	133	133			

※「件」は、年間の延べ給付件数

※2023（令和5）年度は見込み値

■居宅生活動作補助用具（住宅改修費）

	第6期			第7期		
	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
計画 (件)	6	6	6	3	3	3
実績 (件)	2	3	3			

※「件」は、年間の延べ給付件数

※2023（令和5）年度は見込み値

【活動方針（見込量）の確保の方策】

サービス内容の周知を図り、事業者と調整を図りながら障がいの特性に応じた適切な給付につなげるとともに利用促進に取り組みます。

用具の機能や性能性の向上に合わせ、給付品目の見直しを定期的に行う等事業の更なる充実に努め、利用者の日常生活の便宜を図ります。

(9) 移動支援事業（必須事業）

屋外での移動が困難な障がいのある人等に対し、外出のための支援を行い地域において自立した生活や社会参加を促進します。個別支援が必要な障がいのある人に対して、マンツーマンによる支援を行います。

実利用人数は、計画値の半数程度となっていますが、延べ利用見込み時間数はほぼ計画値とおりとなっており、1人あたりの利用時間が計画値より多かった結果と推測されます。

■移動支援事業

	第6期			第7期		
	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
計画 (人)	40	45	50	30	30	30
実績 (人)	28	29	29			
計画 (延べ時間)	1,200	1,350	1,500	1,500	1,500	1,500
実績 (延べ時間)	1,553	1,489	1,500			

※「人」は、年間の実利用人数

※2023（令和5）年度は見込み値

【活動方針（見込量）確保の方策】

相談支援事業所と連携しながら、社会参画の機会確保に向け適切なサービス利用につなげ、自立と社会参加の促進を図ります。

(10) 地域活動支援センター（必須事業）

在宅の障がいのある人が、地域で自立して日常生活又は社会生活を営むことができるよう、創作的な活動、生産的な活動の機会の提供及び社会との交流の促進等を図る場を提供します。

実施箇所については計画値を満たしましたが、実利用者数が計画値を満たしていませんでした。2024（令和6）年度以降も前計画における計画値を基本に計画人数を見込みます。

■地域活動支援センター

	第6期			第7期		
	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
計画 (箇所)	1	1	1	1	1	1
実績 (箇所)	1	1	1			
計画 (人)	20	20	20	15	15	15
実績 (人)	23	15	15			

※「人」は、年間の実利用人数

※2023（令和5）年度は見込み値

【活動方針（見込量）の確保の方策】

地域活動支援センターの機能充実強化を図り、また安定した運営を支援しサービス提供体制の確保を図ります。また、普及啓発活動等により利用者数の増加に努めます。

(1 1) その他の事業（任意事業）

① 訪問入浴サービス事業

地域における身体障がいのある人の生活を支援するため、訪問により居宅で入浴サービスを提供し、身体障がいのある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持等により、福祉の増進を図ります。

利用者数が、徐々に減少している状況となっています。障がいのある人には欠かせないサービスであり、必要なサービス供給体制の確保に努めながら、実績値をもとに利用者を見込みます。

■訪問入浴サービス事業

	第6期			第7期		
	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
計画 (人)	20	23	26	15	15	15
実績 (人)	15	13	13			

※「人」は、年間の実利用人数

※2023（令和5）年度は見込み値

② 更生訓練費給付事業

就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している障がいのある人に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ります。

実利用者人数については減少傾向にあり、計画値を満たしませんでした。
2023年度（令和5年度）の実績を基本とし、今後の計画値を見込みます。

■更生訓練費給付事業

	第6期			第7期		
	2021 （令和3）年度	2022 （令和4）年度	2023 （令和5）年度	2024 （令和6）年度	2025 （令和7）年度	2026 （令和8）年度
計画 （人）	28	32	36	16	16	16
実績 （人）	11	9	11			

※「人」は、年間の実利用人数

※2023（令和5）年度は見込み値

③ 知的障害者職親委託事業

知的障がいのある人の自立更生を図るため、知的障がいのある人を一定期間、更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことによって、就職に必要な素地を与えるとともに雇用の促進と職場における定着性を高め、知的障がいのある人の福祉の向上を図ります。

計画値が1名となっていますが、利用者がいませんでした。今後も引き続き知的障がいのある人の雇用の促進に努め利用者を見込みます。

■知的障害者職親委託事業

	第6期			第7期		
	2021 （令和3）年度	2022 （令和4）年度	2023 （令和5）年度	2024 （令和6）年度	2025 （令和7）年度	2026 （令和8）年度
計画 （人）	1	1	1	1	1	1
実績 （人）	0	0	0			

※「人」は、年間の実利用人数

※2023（令和5）年度は見込み値

④ 日中一時支援事業

障がいのある人の日中における活動の場を確保し、障がいのある人等の家族の就労支援及び障がいのある人等を日常的に介護している家族の一時的な休息を提供します。

実利用人数は計画値に満たなかったものの、延べ利用日数は計画値を上回っています。

■日中一時支援事業

	第6期			第7期		
	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
計画 (人)	40	45	50	50	50	50
実績 (人)	39	48	47			
計画 (延べ日数)	400	450	500	590	590	590
実績 (延べ日数)	440	553	555			

※「人」は、年間の実利用人数

※「日数」は、延べ利用日数

※2023（令和5）年度は見込み値

⑤ 社会参加促進事業

文字による情報入手が困難な障がいのある人のために、点字又は音声による市広報誌等地域生活を送るうえで必要な情報を定期的に提供します。

計画値は20名となっていました。前計画における実績値は15～16名だったため、同数が推移するものとして、計画値を見込みます。

■点字・声の広報等発行事業

	第6期			第7期		
	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
計画 (人)	20	20	20	15	15	15
実績 (人)	16	16	15			

※「人」は、年間の実利用人数

※2023（令和5）年度は見込み値

障がいのある人が自動車運転免許を取得するために必要な費用の一部助成や身体に重度の障がいのある人が所有し運転する自動車のハンドルや駆動装置等の改造費の一部を助成し、自立と社会参画の促進を図ります。

■自動車運転免許取得・改造助成事業

	第6期			第7期		
	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
計画 (人)	4	4	4	2	2	2
実績 (人)	0	0	1			

※「人」は、年間の実利用人数

※2023（令和5）年度は見込み値

障がいのある人がスポーツやレクリエーションに触れる機会を提供するとともに、これらの活動に対し支援します。

■スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

	第6期			第7期		
	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
計画 (箇所)	1	1	1	1	1	1
実績 (箇所)	1	1	1			

※2023（令和5）年度は見込み値

【活動方針（見込量）の確保の方策】

事業周知を図りながら利用者のニーズを的確に把握し、相談支援事業所等との連携を図りながら必要なサービス供給体制確保及び適正な事業実施に努めます。

(12) 地域生活支援事業活動方針（見込量）一覧

事業名	単位	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
(1) 理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有
(2) 自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有
(3) 相談支援事業				
① 障害者相談支援事業	実施箇所数	2	2	2
基幹相談支援センターの設置	設置の有無	有	有	有
② 基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
③ 住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有
(4) 成年後見制度利用支援事業	実利用見込者数	5	7	10
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有
(6) 意思疎通支援事業				
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用見込者数	9	10	10
手話通訳者設置事業	実設置見込者数	1	1	1
(8) 手話奉仕員養成研修事業	実利用見込者数	15	15	15
(7) 日常生活用具給付等事業				
① 介護・訓練支援用具	給付等見込件数	5	5	5
② 自立生活支援用具	給付等見込件数	5	5	5
③ 在宅療養等支援用具	給付等見込件数	10	10	10
④ 情報・意思疎通支援用具	給付等見込件数	15	15	15
⑤ 排泄管理支援用具	給付等見込件数	135	135	135
⑥ 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	給付等見込件数	3	3	3

事業名	単位	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
(9) 移動支援事業	実利用見込者数	30	30	30
	延べ利用見込時間数	1,500	1,500	1,500
(10) 地域活動支援センター	実施箇所数	1	1	1
	実利用見込者数	15	15	15
(11) その他の事業				
訪問入浴サービス事業	実利用見込者数	15	15	15
更生訓練費給付事業	実利用見込者数	16	16	16
知的障害者職親委託事業	委託見込件数	1	1	1
日中一時支援事業	実利用見込者数	50	50	50
	延べ利用見込日数	590	590	590
社会参加促進事業				
点字・声の広報等発行事業	実利用見込者数	15	15	15
自動車運転免許取得・改造助成事業	実利用見込者数	2	2	2
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	実施見込箇所数	1	1	1

6. 計画の推進体制

(1) 庁内の推進体制の整備と市民・関係機関等の連携

計画の基本理念の実現に向けては、障がい者福祉の分野にとどまらず、市のさまざまな部局や関係機関との総合的な取組が重要です。今後、伊達市自立支援協議会を積極的に活用しながら計画を進めます。

また、市民や関係機関等と連絡・協議の上、計画を進めていくために、この計画の策定に関わった「伊達市障がい者計画等策定委員会」と連携し、市民のニーズの変化や社会動向に対応できるよう、計画の具体的な部分については適宜、見直しを行っていきます。

(2) 計画についての広報・啓発の推進

計画について、広く市民の理解や協力を得るために、市の広報誌やホームページなどさまざまな機会を通じて計画の広報・啓発活動を進めます。

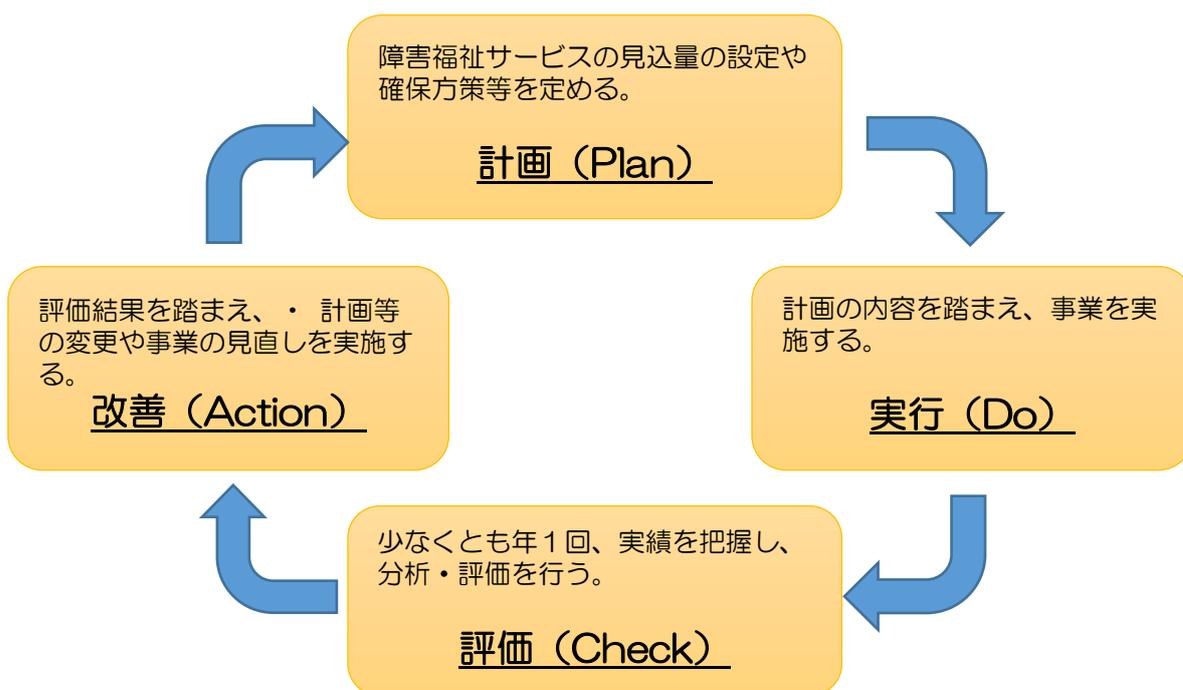
(3) 計画の進行管理

障害者総合支援法に基づき、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めたときは、計画を変更することなど必要な措置を講じる「PDCAサイクル※」を導入します。

本計画における目標等について、毎年実績を把握し、障がい福祉施策や関連施策の動向も踏まえながら、分析及び評価を行い、必要に応じて計画の見直し・改善措置等を講じるなどの対応に努めます。

■障がい福祉計画・障がい児福祉計画におけるPDCAサイクルイメージ
《伊達市 第4期障がい者計画 基本理念》

障がいのあるなしにかかわらず、
くらしやすい福祉のまちづくり



※PDCAサイクルとは
「PDCAサイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画 (Plan)」、「実行 (Do)」、「評価 (Check)」、「改善 (Action)」のプロセスを順に実施していくものです。